



ARIB STD-T106

構内無線局
920MHz帯移動体識別用無線設備

920MHz-BAND RFID EQUIPMENT
FOR PREMISES RADIO STATION

標 準 規 格

ARIB STANDARD

ARIB STD-T106 1.1版

平成24年 2月14日 策 定
平成29年10月17日 1. 1 改定

一般社団法人 電 波 産 業 会
Association of Radio Industries and Businesses

ま え が き

一般社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な要件を「標準規格」として策定している。

「標準規格」は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備、放送設備の適性品質、互換性の確保等、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準を取りまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、平成 24 年 2 月 14 日に構内無線局 920MHz 帯移動体識別用無線設備について 1.0 版が策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者等の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。その後、平成 29 年 9 月 11 日の省令改正の告示を受けて、1.1 版へ改定されたものである。

本標準規格で規定する無線設備は、916.7～920.9MHz を使用するもので、近隣の同システムへの有害な電波干渉を回避するために、「運用規定」を作成し、付録として添付した。

本標準規格が、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者、利用者等に積極的に活用されることを希望する。

なお、本標準規格にある空中線電力が 1mW 以下の局（チャンネル 1 から 5）の無線チャンネル割当てについてと、空中線電力 250mW 以下の局の共用化方式の境界周波数（本標準規格では 922.3MHz）については、国際規定や無線局の普及の状況により見直すことを付記する。

目 次

まえがき

第1章 一般事項.....	1
1.1 概 要.....	1
1.2 適用範囲.....	1
1.3 準拠文書.....	1
第2章 標準システムの概要.....	3
2.1 標準システム.....	3
2.1.1 標準システムの構成.....	3
2.1.2 標準システムの運用形態.....	3
2.2 標準システムの主要諸元と機能.....	5
第3章 無線設備の技術的条件.....	7
3.1 一般条件.....	7
3.1.1 伝送内容.....	7
3.1.2 電波型式.....	7
3.1.3 周波数.....	7
3.1.4 使用環境条件.....	7
3.2 質問器.....	7
3.2.1 送信装置.....	7
3.2.2 受信装置.....	11
3.2.3 制御装置.....	11
3.2.4 筐 体.....	12
3.3 データ処理装置とのインタフェース.....	12
3.4 空中線.....	12
3.5 応答器.....	12
第4章 電波防護への適合性.....	13
第5章 測 定 法.....	15
付録 運用規定.....	17
1. 概 要.....	17
1.1 目 的.....	17
1.2 適用範囲.....	17
1.3 対象システム.....	17

2. 干渉回避技術等	17
2.1 チャンネルプラン	17
2.2 航空無線への影響	20
3. 医療機器への影響	20
4. プライバシー保護	20
5. 920MHz 帯のチャンネル割当表	20

改訂履歴